

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宇部市大字吉見字野尾手970番7
氏 名 株式会社 BLAST
代表取締役 野村 洵司

令和4年8月8日付け一般廃棄物収集運搬許可申請については、下記のとおり許可する。

令和4年8月18日

美祢市長 篠田 洋司



記

許 可 期 間	令和4年8月18日から 令和6年8月17日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物全般（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
事 業 区 域	美祢市内全域
許 可 条 件	1 事業の範囲 ・事業計画の概要を記載した書類で申請した一般廃棄物。 ・積替え又は保管を含まない。 2 許可の条件 (1) 収集運搬は、生活環境の保全に支障のないように速やかに行うこと。 (2) 業務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の該当規定を遵守すること。 (3) この許可証にて、美祢市処理施設に搬入できる廃棄物は本市で発生した事業系一般廃棄物とし、同市外の物が搬入されたことが判明した場合は許可の取消しを行う。

- 注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。
2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。